主 文

一 被告会社株式会社A1及び同B1株式会社をいずれも罰金九○○万円に、同C1株式会社、同D1株式会社、同E1株式会社、同F1株式会社、同G1株式会社、同K1株式会社、同K1株式会社、同L1株式会社、同M1株式会社、同N1株式会社、同O1株式会社、同P1株式会社、同株式会社Q1、同株式会社R1、同S1株式会社、同株式会社T1、同U1株式会社、同V1株式会社、同株式会社W1及び同X1株式会社をいずれも罰金六○○万円に、同株式会社Y1を罰金五○○万円に処する。

二 被告人A2、同A3、同B2及び同B3をいずれも懲役九月に、同A4及び同B4をいずれも懲役八月に、同C2、同D2、同E2、同F2、同G2、同H2、同I2、同J2、同K2、同L2、同M2、同N2、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S2、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2をいずれも懲役七月に、同E3、同I3、同L3、同N3及び同S3をいずれも懲役六月に処する。

右被告人三四名に対し、この裁判の確定した日からいずれも二年間その刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

被告会社株式会社A1、同B1株式会社、同C1株式会社、同D1株式会社、同 E1株式会社、同F1株式会社、同G1株式会社、同株式会社H1、同I1株式会社、同J1株式会社、同K1株式会社、同L1株式会社、同M1株式会社、同N1 株式会社、同O1株式会社、同P1株式会社、同株式会社Q1、同株式会社R1、同S1株式会社、同株式会社T1、同U1株式会社、同V1株式会社、同株式会社 W1、同X1株式会社及び同株式会社Y1(以下、いずれも株式会社を略した社名 で記す)は、いずれも東京都が発注する水道メーターの販売等の事業を営んでいた 事業者であって、東京都が選定した指名業者又は指名業者の代理人(代理人は、被 告会社I1、同V1及び同Y1の三社)であり、被告人A4は、実質的に平成六年 五月二日までA1水機器事業部水機器官業部第一課長、同A2は、実質的に同月六日以降同課長、同A3は、同課係長、同B2は、実質的に平成七年四月一九日までB1B5支店水道官需販売課長、同B4は、実質的に同月二〇日以降同課長、同B3は、同課係員、同C2は、C1取締役営業書も初日4寸に次日日間にのは、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B150は、B1 3は、実質的に平成七年一月三日まで E 1 営業本部 E 4 支店次長、同 E 2 は、平成 六年四月一日以降同支店主任、同F2は、F1取締役、同G2は、G1営業部長、 同H2は、平成七年八月三一日までH1管理部長、同年九月一日以降同社管理部長 兼工場長、同I2は、平成八年三月三一日までI1I4支店販売課長、同I3は、 同年四月一日以降同課長、同J2は、J1代表取締役専務、同K2は、平成六年六 月三〇日までK1K3支店計器営業課長、同年七月一日以降同社営業本部第三官業 部K3計器営業課長、同L2は、平成七年五月三一日までL1L4支店長、同L3は、同年六月一日以降同支店営業課長代理、同M2は、M1代表取締役社長、同N 2は、同年六月三○日までN1N4支社次長、同N3は、同支社営業課課長、同O 2は、同年五月二八日まで〇103支店長、同月二九日以降同社取締役03支店 長、同P2は、P1総務部長、同Q2は、Q1次長、同R2は、R1R3支店長 同S2は、同年一〇月一九日までS1制御システム事業部販売部S4販売課S4販 売係主査、同S3は、同年四月一日以降同課S4販売係係員、同T2は、T1常務 取締役、同U2は、平成六年四月一五日までU1U3支店長代理、同月一六日以降 同支店長、同V2は、V1第一営業部係長、同W2は、W1W3官業所長、同X2 は、X1営業部営業係長、同Y2は、Y1営業部営業三課主任の地位にあり、いず れも、それぞれの被告会社における右水道メーターの受注等の業務に従事する営業 実務責任者であったが、以下の犯行に及んだ。

第一 被告人A4、同A3、同B2、同B3、同C2、同E3、同F2、同G2、同H2、同I2、同J2、同K2、同L2、同N2、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S2、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2は、平成六年四月一五日東京都千代田区a町b丁目c番地deにおいて開催された会合自ら出席し、被告人D2及び同M2は、いずれも自らの代理人である自社従業者と共謀してこれを右会合に出席させた上、東京都が平成六年度から水道メーターの発注を全面的に指名競争入札及び指名見積合わせ(以下、「指名競争入札等」という)の方法によることとしたことに対応してこれまでの各社の利益を維持するための受注調整を行うこととし、それぞれ自社の業務に関し、平成元年度から四年度ま

での受注実績を基に算出した比率を基本として平成六年度において各社が受注することを合意するとともに、これを実施するため、あらかじめ選出した幹事が入札の都度各社に受注予定社と入札予定価格を連絡してそのとおりに受注できるように各社が入札又は見積りを行うことを合意し、もって、被告会社らが共同して、平成六年度に東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターの受注に関し、被告会社らの事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、右水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

第二 被告人A2、同A3、同武由新雄、同B3、同C2、同E2、同F2、同H2、同J2、同K2、同N2、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S2、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2は、平成七年四月一二日東京都中 央区fg丁目h番i号jビルにおいて開催された会合に自ら出席し、被告人D2、 同G2、同I2、同L2及び同M2は、いずれも自らの代理人である自社従業者と 共謀してこれを右会合に出席させた上、それぞれ自社の業務に関し、平成七年度に 東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターについて、平成六年度 に定めた各社が受注すべき比率を基本として受注することを合意するとともに、あらかじめ選出した幹事が入札の都度各社に受注予定社と入札予定価格を連絡してそ のとおりに受注できるように各社が入札又は見積りを行うことを合意し、もって、 被告会社らが共同して、平成七年度に東京都が指名競争入札等の方法により発注す る水道メーターの受注に関し、被告会社らの事業活動を相互に拘束することによ り、公共の利益に反して、右水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実 質的に制限した。 第三 被告人A2、同A3、同B4、同B3、同C2、同E 2、同F2、同G2、同H2、同I3、同J2、同L3、同N3、同O2、同P 2、同R2、同S3、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2は、平成八年四月一一日東京都武蔵野市k町I丁目m番n号株式会社Z1において開催さ れた会合に自ら出席し、被告人D2、同K2及び同Q2は、いずれも自らの代理人 である自社従業者と共謀してこれを右会合に出席させ、被告人M2は、事前に電話 連絡により右会合の合意内容に従う旨を被告人B3に表明した上、それぞれ自社の 業務に関し、平成八年度に東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メ-を合意するとともに、指名業者の変更が予想されたことから、同比率をあらかじめ定めた算定方法及びあらかじめ選出した幹事の判断によって適宜変更することを さらに、これを実施するため、同幹事が入札の都度各社に受注予定社と入 札予定価格を連絡してそのとおりに受注できるように各社が入札又は見積りを行う ことを合意し、もって、被告会社らが共同して、平成八年度に東京都が指名競争入 札等の方法により発注する水道メーターの受注に関し、被告会社らの事業活動を相 互に拘束することにより、公共の利益に反して、右水道メーターの受注に係る取引 分野における競争を実質的に制限した。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

(判示第一及び第二の事実に関して適用する刑法は、平成七年法律第九一号による改正前のものをいう。)

一 被告会社二五社の判示第一ないし第三の各所為は、いずれも私的独占の禁止 及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という)九五条一項一 号、八九条一項一号、三条に該当するが、以上はいずれも刑法四五条前段の併合罪 であるから、同法四八条二項により各罪所定の罰金の合計額の範囲内で、各被告会 社を主文一記載のとおりの罰金刑に処することとする。

二 被告人A4、同A3、同B2、同B3、同C2、同D2、同E3、同F2、同G2、同H2、同I2、同J2、同K2、同L2、同M2、同N2、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S2、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2の判示第一の各所為、被告人A2、同A3、同B2、同B3、同C2、同D2、同E2、同F2、同G2、同H2、同J2、同K2、同L2、同M2、同N2、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S2、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2の判示第二の各所為並びに被告人A2、同A3、同B4、同B3、同C2、同D2、同E2、同F2、同G2、同H2、同I3、同J2、同K2、同L3、同M2、同N3、同O2、同P2、同Q2、同R2、同S3、同T2、同U2、同V2、同W2、同X2及び同Y2の判示第三の各所為は、いずれも独占禁止法九五条一項一号、八九条一項一号、三条(被告人D2の判示第一ないし第三、同G2の判示第二、同I2の判示第二、同K2の判示第三、同L2

- 一 構成要件該当性及び罪数に関する主張について
- 1 主張の要点
- ー 部の弁護人は、本件行為の構成要件該当性及び罪数に関し、次のとおり主張 している。
- (一) 独占禁止法八九条一項一号が定める不当な取引制限の罪は、一定の取引分野における競争を実質的に制限した場合に成立するところ(同法二条六項)、本件における一定の取引分野は「東京都が指名競争入札等の方法により発注する水道メーターの受注」という各年度を通じた一体のものであって、年度毎の別個のものではなく、かつ、平成六年度の受注についての取引制限行為により競争の実質的制限が生じて、平成七年度及び八年度にもその効果が持続したのであるから、両年度において外形的にみれば別個の取引制限行為にあたる行為があったとしても、単なる確認行為であって、それにより新たな法益を侵害することはないので、不可罰的事後行為として別個の罪は成立しない(B1、I1関係)。
- 事後行為として別個の罪は成立しない(B1、I1関係)。 (二) 仮に平成六年度から八年度までの各年度毎に罪が成立するとしても、それらは併合罪ではなく、包括一罪又は単純一罪である(B1、I1関係)。
- れらは併合罪ではなく、包括一罪又は単純一罪である(B1、I1関係)。 (三) 本件公訴事実は、各被告会社の営業実務責任者が受注調整についての基本ルールを談合したことを訴因として掲げているにとどまるが、その基本ルールを 定めただけでは相互拘束性が十分ではなく、その後に受注予定社が決定して初めて 相互拘束性が生じたのであるから、本件については独占禁止法八九条一項一号の既 遂罪は成立せず、同条二項の未遂罪が成立するにとどまる(B1関係)。

これらの主張に対して判断をするには、前提として、不当な取引制限の罪の解釈及び本件の事実関係を明らかにする必要がある。

2 不当な取引制限の罪の解釈

〈要旨第一〉独占禁止法八九条一項一号の不当な取引制限の罪は、事業者が他の事業者と共同して相互にその事業活動を〈/要旨第一〉拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを処罰の対象とし(同法二条六項)、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる事業活動の相互拘束行為とその遂行行為とを共に実行行為と定めている。また、その罪は、明らかに自由競争経済秩序を維持することを保護法益としている(最高裁昭和五九年二月二四日刊決・刑集三八巻四号一二八十八百参照)。

さらに、事業者が不当な取引制限行為をした場合に課する課徴金は、原則として、その行為の実行としての事業活動を行った日からその行為の実行としての事業活動がなくなるまでの期間を基礎としてこれを算定するものと定められている(同法七条の二第一項)。

これらのことからすると、その罪は、右のような相互拘束行為等が行われて競争が実質的に制限されることにより既遂となるが、その時点では終了せず、競争が実質的に制限されているという行為の結果が消滅するまでは継続して成立し、その間にさらに当初の相互拘束行為等を遂行、維持又は強化するために相互拘束行為等が行われたときは、その罪の実行行為の一部となるものと解するのが相当である(東京高裁平成八年五月三一日判決・高刑集四九巻二号三二〇頁は、これと同旨と解せられる)。

また、別の相互拘束行為等が行われた場合において、新たな罪が成立するか、な お従来の罪が継続しているかは、その行為によって競争を実質的に制限する新たな 事態が生じたか、それとも、従前の行為によって生じている競争を実質的に制限する効果を維持するなどの効果を持つにとどまるかにより判断するのが相当である。 3 事実関係

(一) まず、東京都の水道メーターの発注方法をみると、平成五年に一部修正するまでは、永年にわたり、水道メーターを買入れる契約は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」(地方自治法施行令一六七条の二第一項二号)であるという判断に立って、すべての口径のメーターについて随意契約の方法によっていた。

ただ、昭和四八年から順次、単価同調方式と呼ばれる特殊な随意契約の実施方法を採ることとした。これは、各年度の初めに、メーターの口径等の別毎に入札と同様の方法で指名業者又はその代理人(以下、これらを指名業者等という)に見積価格を入札させた上、東京都の予定単価内で最低価格を入札した業者及びその単価で受注することに同意した業者と東京都の間で、その単価で納入をする旨の年間単価契約を締結し、必要の都度随意契約によりそれらの業者からメーターを納入させるというものであった。そして、年間発注総量の八五パーセントは各業者の前年度の受注実績等に応じて割り当てるが、一五パーセントは最低価格を入札した単一又は複数の業者にプレミアムとして割り当てていた。

平成六年度になり、東京都は、すべてのメーターについて指名競争入札又は指名見積合わせを採用することとした。ただ、中小業者を含む多数の業者に受注の機会を与えるため、三小口径メーターの指名競争入札等にあたっては、新品のメータと修理品のメーター(外側のケースを洗浄して再利用し、中身を新しいものと交及したメーターをこう呼んでいる)の別に指名業者等を受注実績等を基準としてABCの三つのランクに分け、各ランク毎の発注量を各ランクに属する業者の平成四年度の納入実績に基づいて決定することとし、指名競争入札を年間一一回とし、三小口径については業者の三つのランク別に入札を行い、同じランクの同一口径についても数案件に分けて実施することとした。 平成七年度には発注方法を更していたが、平成八年度になると、三小口径メーターの新品に一業者、修理品のランクにとから、そのメーターの指名業者等の見直すとともに、修理品のランクにことから、そのメーターの指名業者を見直すとともに、修理品のランクにことから、

(二) 次に指名業者等の対応をみると、単価同調方式の下では、最低入札価格の単価で前年度の納入実績等に応じた数量を受注できるところから、指名まとは関心は、その単価を東京都の予定価格の近くに維持することに向らまとに合ってのため、前記被告会社二四社の営業実務責任者は、かねてから新品におきる。そのため、前記被告会社二四社の営業実務責任者は、かねてから新品におけていたことになる最低価格入札社を合意し、これに基づいて入札して受注価格の低落を防止していた。平成二年度及びころにも同様の談合を行ったが、前記のとおりこれが公正取引委員会の知るに至り、平成四年二月一二日以降被告会社二四社への立入検査が行われるに至らなり、平成四年二月に23会、三月に22会を名目上解散した。しから指名業者の状め、平成四年二月に23会、三月に22会を名目上解散した。とには同様のメンバーで会合を続け、平成四年度においても、その年度から指名業者の代となったY1を含む二五社の営業実務責任者で従前同様の談合をして各被告会社に従った。

平成五年度においては、東京都から前記のとおり発注方法の変更が示されたとこ

平成七年度においては、東京都の発注方法の変更は予定されていなかったが、被告会社二五社の平成六年度の合意がその年度の新しい発注方法に対応する新しい方法を内容とするものであり、かつ、一年間をかけて達成するというものであったところから、平成七年度においても六年度の結果を検討して問題点を探り、受注調整を続けるか否か、続ける場合にその方法をとうするかについて改めて合意をする必要があったため、平成七年四月一二日に各被告会社が会合を開き、前年度末の受注調整の未精算額一覧表を回覧するなどした上、前年度と同様の方法で受注調整を続け、前年度に決めた各被告会社の受注割合を維持すること、その実現と前年度末の未精算額の精算を一年間かけて行うことを合意し、以後各被告会社はこの談合の結果に従った。

平成八年度においては、新たに数社が指名業者等として参入するこどなと新しいる。 事態も予想された上、前年度の合意が一年間を通じて調整を行うという内容である。 改めて協議し、平成八年度においても受注調整を行うか否か、事にその方法をどうするかについて改めて合意を会社が平成八年四月一一合意に従う旨を表明していたM1を除く各被告会社が平成八年四月、前年度末の受注調整の未精算額一覧表を回覧するなどした上、前年度を開き、前年度末の未精算額の精算を一年間かけて行うこと、新規参にはその実現と前年度末の未精算の精算を一年間かけて行うこと、新規参にでいまることにもいることなどを合意し、以後各被告会社はこの談合の結果に従いている。 に、同年七月一一日に公正取引委員会の立入検査を受けたため、談合の結果を大が、同年七月一一日に公正取引委員会の立入検査を受けたため、談合の結果を大にない、同年七月一日に公正取引委員会の立入検査を受けたため、談合の結果を大によった。

4 主張に対する判断

(一) まず、平成六年度における談合によって七年度及び八年度における談合の内容についても基本的なルールは決定されていたから、両年度における談合は別個の罪にはならず、不可罰的事後行為として無罪であるとの主張に対して判断する。

平成六年度における談合によって三箇年度分の取引制限の効果が生じたとの所論を前提としても、2で判示したとおり、不当な取引制限の罪は、三箇年度の談合を含む全体が継続犯として一罪を構成するにとどまり、平成七年度及び八年度の合意が不可罰的事後行為として罪にならないわけではないから、所論は理由がないことになる。

〈要旨第二〉(二) 次に、平成六年度、七年度及び八年度の談合は全体として一 罪を構成するにとどまるとの主張に対して〈/要旨第二〉判断する。

平成七年度及び八年度の談合について六年度の談合とは別個の罪が成立するか否かは、2で判示したとおり、両年度の談合によって新たに競争を制限する結果が生じたか、それとも、六年度の談合によって生じている競争を制限する結果を確認又は強化したにとどまるのかにより判断するのが相当である。

そこで、3で認定した事実関係を基礎として検討すると、平成六年度においては、東京都が永年にわたる随意契約及び単価同調方式を改めて全面的に指名競争入札等の方法を採用したため、これに対応して従前の談合の内容を抜本的に改める必要があったばかりか、平成六年度の談合の際には、そこで合意した受注調整の方法

が将来とも有効であるか否かについては明らかではなく、そのため、当面その年度 の一年を通じて受注調整を試みることとして単年度を前提とする談合をしたもので あって、その談合は、平成七年度以降も各被告会社を拘束することを予定していた ものではなかったと認めるのが相当である。したがって、次の平成七年度の談合が 行われたことによって別個の罪が成立するものというべきである。

もともと、平成三年に公正取引委員会に談合が発覚した以降、各被告会社は、それまでよりも一層極秘裡に協議をして当面の対策を立てることに追われていたばかりか、東京都の発注方法や指名業者等の新規参入等の見通しも定かではなかったのであるから、次年度以降についても各被告会社を拘束する談合を前年度の談合であるから、次年度以降についても各被告会社を拘束する談合を前年度の談合はもとより、七年度の談合も、その年度を通じて受注調整をすることを内容とした当面の方策であって、八年度以降も見通して各被告会社を拘束することを予定した継続的な方策であったとは認められないのである。したがって、平成八年度の談合も、別個の罪を構成することになるというべきである。

このように、各年度の談合によりそれぞれ新たな不当な取引制限という法益侵害が生じているのであるから、各年度毎の罪は併合罪となると解するのが相当であり、全体を通じて包括一罪を構成するにとどまると解すべき特段の根拠はない。

〈要旨第三〉(三) 本件の各談合の段階では未だ未遂罪が成立するにとどまるという主張に対して判断する。〈/要旨第三〉

3で認定した事実経過から明らかなとおり、本件の各談合は、各被告会社の合意により、それぞれの年度内における受注調整の方法を具体的に決定したものであって、その後は入札の際にこれを実施に移せば足りたのであるから、各談合により、公共の利益に反して競争が実質的に制限されたものと認めるのが相当であり、既遂罪が成立するというべきである。談合で決定したとおりに各被告会社がこれを順守していたのは、その明白な証左である。なお、一つの罪に含まれる相互拘束行為等の全体を訴因として掲げるか否かは、具体的事案における行為の性質等を考慮して検察官が決定すべき事項であって、常にその全体を訴因に掲げることを義務づられるものではない。

- 二 違法性阻却事由等の主張について
- 1 主張の要点

一部の弁護人は、本件については違法性阻却事由又は期待不可能性事由があると し、次のとおり主張する。

(一) 独占禁止法八九条一項一号の罪は、一定の取引分野における競争を実的に制限することが「公共の利益に反するとに成立するところ(同法二条六ら間、本件における談合は、中小企業者を保護するために行為である。である。すなわち、東京都発注の水道とて受注を増大ったが、順次大企業者が受注に参必とである。である。でまれて、東京都受注にが必要を他の事業機会を確保することが共って受け、中の安定供給である。とのであるにより水道メーターの安定供給でするに大企業者というであるにより、これらであり、大企業者にとっては、とののでのであるによりである。とのである。とのである。との利益に反せず、であるのである。との利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきのであるから、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきのであるから、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきであるがら、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきであるがら、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきであるがら、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきであるがら、公共の利益に反せず、違法性を阻却するものと解すべきであるが自然であるから、公共の利益に反せず、違法性を阻力によりに対している。

(二) 東京都からの受注に依存する小規模企業者が、価格のみの競争にさらされれば、大規模事業者との競争に敗れることが必至であるから、代わるべき保護策がないまま、このような小規模事業者に対して談合への参加を拒んで自滅的な競争の道を選ぶことを期待することは、不可能であった(H 1 関係)。

2 主張に対する判断

〈要旨第四〉(一) まず、違法性阻却事由が存在するという主張に対して判断する。</要旨第四〉

国又は地方公共団体における売買その他の契約には、大別して、国民の経済的利益ないしは負担、行政の目的達成の利益ないしは負担(結局はこれを通じた国民の利益ないしは負担)及び中小企業を含む事業関係者の利益ないしは負担の三つがかかわっている。したがって、これらの利益が対立する場合において、競争制限の罪

の違法性等を判断するにあたっては、法令が認めている価値を中心とした法全体の趣旨によりそれらの利益等の優劣を判断してこれを行わなければならない。

独占禁止法は、事業活動の不当な拘束を排除することにより公正かつ自由な競争 を促進することに法的な価値を認め、これを通じて右の三つの利益を守ることとし ているが、本件のように事業関係者全員が談合に加わっている場合には、 制することによって主として国民の経済的利益を守るという役割を果たすことにな る。また、会計法、地方自治法等は、契約の方法を規制し、競争による入札という 方法に高い価値を与え、これによらない随意契約を厳格に制限しているが、本件のような場合には、独占禁止法と同様に、主として国民の経済的利益を守るという役 他方、事業関係者の利益を守ることを主たる目的とする 割を果たすことになる。 法令も存在する。所論が指摘する中小企業基本法もその一つであって、ここでは中 小企業の成長発展等の目的を達成するため所定の事項について国は政策全般にわた り必要な施策を総合的に講じなければならず、その事項には中小企業の取引条件に 関する不利を是正するように過度の競争の防止を図ることが含まれること(三 条)、地方公共団体は国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない こと(四条)、国は中小企業者が自主的に事業活動を調整して過度の競争を防止することができるようにその組織を整備するなどの施策を講ずるものとすること(一 七条)などが定められている。

しかしながら、右の中小企業保護の施策は、国又は地方公共団体が講ずるもので あって、事業関係者が代替して講ずべきものでないばかりか、それが前記の独占禁 止法等が認めている法的価値に優越する場合に初めて、独占禁止法の罰則の適用に あたって違法性阻却事由の原由となるものである。そして、本件の談合は、中小企 業を含む事業関係者全員が加わって競争制限を行ったものであって、中小企業の競 争からの保護という側面もあったということができるが、水道メーターの入札価格 を東京都の予定単価に近いものとすることを内容としている点で、すでに独占禁止 法の価値を侵害して国民の経済的利益に反する危険を内包し、これに優越する立場 を主張し得るものでないことが明らかであるから、違法性阻却を認めることはでき ない。なお、東京都は、一3で認定したとおり、水道メーターの入札を業者の規模に応じて行うなどして各業者に受注実績に応じた受注の機会を与え、中小企業の保護を図りつつ、その枠内で中小企業同士の競争を促進することとし、もって独占禁 止法との調和を図っているのである。

次に、期待可能性がなかった旨の主張に対して判断する。

大規模事業者が独占的な地位を悪用して違法な行為に及んだときは、独占禁止法 その他の法令により制裁その他の措置が採られるのであり、他方、小規模事業者で あっても、適正な自由競争の結果生じ得る結果は受忍して、その保護を許されている他の手段に求めるべきであり、そうすることは十分に可能であったから、小規模事業者が本件談合に加わらないことを期待することはできなかったとはいえない。 三 量刑の酌量事由の主張について

主張の要点

全弁護人は、本件については各種の酌量事由があると主張するが、それらに共通 する主要なものは次のとおりである。

- 水道メーターは、計量法上、検定制度と有効期限の制約がある上、必要 に応じて速やかに調達されなければならない公共性の高いものであるから、こ 安定供給されることは、行政の重要な利益である。また、水道メーターの市場は、 中小企業者が多く、価格のみの競争にさらされるときは寡占を招く危険性のある特 殊市場であるから、その発注にあたっては、中小企業の保護にも十分に配慮しなけ ればならない。そうした特殊性から、東京都は、従前いわゆる単価同調方式を採用 年度初めの入札における最低価格をその年度の受注価格とし、これに異存のな い指名業者等に実績等に応じて受注させることとし、水道メーターの事業者も、この方向に協力してきた。平成五年以降この方式が見直され、競争原理を重視した指名入札方式への移行が図られることになったが、右のような特殊性には変化はなく、企業者の意識変革も十分でなかったところから、本件行為に至ったものであつ て、この点は酌量に値する。
- 本件談合の主たる目的は、指名競争入札等の制度の下でも各被告会社の 従前の受注割合を確保して共存を図ることにあり、入札価格の低落を防ぐことには なく、実際にも入札により不当な利益は得ていない。本件発覚後水道メーターの落 札価格は大きく下落しているが、これは従前の落札価格は不当な利益を含むもので あることの証左となるものではなく、むしろ製品が在庫として長く抱えることがで

きない特殊なものであり、しかも、本件の摘発により完全な自由競争にさらされた ために企業者が採算を度外視して受注に走った結果とみるべきである。

2 主張に対する判断

(一) まず、製品及び市場の特殊性を基礎とする酌量事情の主張に対して判断 する。

なるほど、水道メーターには製品としての特殊性がある。すなわち、水道メーターは、公共性の高い水道行政を遂行するのに必要不可欠であり、必要に応じてあいた。東京都では年間八〇万個ないし九〇万個とし、その不断の確保には複数事業者の協力が必要である。しかも、それは受けるでは、新品の段階で検定を受けるほか八年毎に再検定を受けるとを義務づけられていて長期の在庫に不向きな上、在庫設備にも確立したのよいで発注して一月半位後に確実に納入させる方策を確立に適成がよればならない。東京都が、水道メーターを「性質又にあたると判断して、平道とで大幅に競争原理を後退させた単価に関連を表して、で大幅に競争原理を後退させた単価に関連を表して、の場合によるとで判示した三つの利益の方ち、水道メーターの安定供給を適正ないたのは、ことを意味していることを意味している。

しかし、その競争の制限がどこまで許容されるかについては、他に重要な考慮要素がある。その一は、競争の制限により国民が受ける経済的負担の増大である。、 京都の予定単価の範囲内での自由競争により価格が低下するとが期待されていて、東 京都の予定単価の範囲内での自由競争により価格が低下するとが期待されている。 まのと考えられるが、それに極めて近い最低価格でなれることにない、実定 際には、設合により、それに極めて近い最低価格であれることにない、 のお行は、このような弊害を防止するためであったの安定供 を促進し、国民の経済的負担の増大を押いて、これを水道メークの安定供 を促進し、国民の経済的負担の増大を押いて、であるによりのものであるの安定の を保といた無競争の雰囲気と東京都の予定価格とほとんど差のない落れ価格で といた無競争の雰囲気と東京都の予定価格とほとんど差のの移行に伴っていた の変革が遅れ、競争原理を最優先する時代の要請に対応し切れなか であった意識の変革が遅れ、競争原理を最優先する時代の要請に対応し切れなか のた面があることを考慮し得るにとどまる。

であることを考慮し得るにとどまる。 所論は、考慮要素の二として、水道メーターの市場の特殊性を挙げている。たした、水道メーターの市場には、大手の事業者もいる反面、中小事業者になるいる。 して、規格品である水道メーターの競争は価格競争の性格を帯びることになるので、完全な自由競争にさらされると大手の事業者による寡占の危険も完全にこれをで、完全な自由競争にいと思われる。東京都が平成五年まで維持していた意味が高いとは単価同調方式には、こうした危険から中小事業者を保護する目的も含まれるのであり、平成六年度以降指名競争入札制度を導入しつも、共大と考えられるのであり、平成六年度以降指名競争入札制度を導入していまれるの規模に応じてランク分けして入札を行うこととしたのも、中小事業にあるのが筋であるばかりか、事業者の同一ランクでの競争すら水道メータの事業には適合しないというのも、説得のではない。

(二) 次に、本件談合の目的と落札価格の評価についての主張に対して判断する。

本件談合は、指名競争入札等の下でも従前の各被告会社の受注割合を維持することを主要な目的の一つとしていたものと認められるが、同時に単価同調方式の下で確保されていた利益を維持することをも主要な目的としたものと認められるのであって、そのことは、談合の実施として行われた入札での落札価格が東京都の予定単価に極めて近いことからも裏付けられている。

もっとも、その落札価格が不当に高い利益を含むものであったか否かについては、正確に判断するに足りる資料は検察官からも提出されていない。本件談合の発覚を機に落札価格は急激に下落しているが、それが正常な競争の結果であるとみるのは酷であり、談合により各被告会社に対する社会的な非難が集中したばかりか、取引停止等の処分が課せられた厳しい状況下で、各被告会社が生き残りをかけるなどの特殊の考慮から採算を度外視した受注に走ったことも関係しているとみるのが公平であろう。現に、被告会社の中には、まったく受注ができなくなったり、解散

を余儀なくされたものもある。

他方、本件当時の落札価格は、適正な自由競争の余地を残した東京都の予定単価 とほぼ一致しているのであるから、それを適正な自由競争の下で決定されるはずで あった価格と差がないとみるのも正当ではない。

(量刑の理由)

本件は、東京都の水道メーターの指名入札に参加していた全業者である被告会社が平成六年度から八年度までの三年間にわたり受注調整を行った事案であって、消費者保護のためにも、国際的な取引ルールの平準化のためにも、公正かつ自由な競争の確保が特に要請されている今日、強く非難されるべきである。

しかも、永年にわたり同様の受注調整を繰り返して平成三年一二月に一社を除く 被告会社が公正取引委員会の立入検査を受け、平成五年一月には審決まで受けたに もかかわらず、その直後から全被告会社が談合を続けたものであるから、犯情は悪 質である。

さらに、その結果、東京都の予定価格とほとんど差のない落札価格が維持され、 自由な入札が行われた場合にそれより低い落札価格になる可能性が奪われたこと も、看過することはできない。

(裁判長裁判官 香城敏麿 裁判官 松浦繁 裁判官 平谷正弘 裁判官 佐藤 公美 裁判官 樋口裕晃)